

第1 行政改革の基本的な考え方

1 行政改革推進の背景

(1) これまでの取組み

本市は、平成22年3月23日に、久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町の1市3町が合併して誕生しました。

1市3町では、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指して、行政改革に係る計画を策定し、「最少の経費で最大の効果」を達成できるように、積極的に行政改革を推進してきました。

行政改革では、事務事業全般にわたる見直しをはじめ、職員の定員管理計画に基づく職員数の抑制、職員給与の適正化及び民間委託の推進など、歳出の削減に取り組むとともに、歳入の面では、安定した財政基盤を目指して、市税等の収納率の向上及び新たな自主財源の確保などに取り組みました。

また、多様化する住民ニーズに対応するための職員の意識改革、人材育成及び窓口業務の見直しなどによる行政サービスの向上に取り組み、一定の成果を収めることができました。

1市3町の行政改革の取組み結果

	久喜市	菖蒲町	栗橋町	鷺宮町
名 称	第4次久喜市行政改革大綱・実施計画	菖蒲町緊急行財政改革プラン2009	第4次栗橋町行政改革大綱・実施計画	第4次鷺宮町行政改革大綱及び集中改革プラン
推進期間	平成18年度～平成22年度※	平成21年度	平成17年度～平成21年度	平成17年度～平成21年度
財政効果額 (1万円未満切捨)	17億2,889万円 (平成18年度～平成21年度)	1億5,444万円 (平成21年度)	14億3,928万円 (平成17年度～平成21年度)	11億8,485万円 (平成17年度～平成21年度)

※ 合併により、推進期間を平成21年度までとしました。

(2) 本市を取り巻く行財政環境

わが国の経済情勢は、平成20年の米国金融危機に端を発した世界的な不況や、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による影響を受け、景気の先行きは不透明な状況になっています。このようなことから、地方自治体は、企業収益の悪化等による税収の減少などに伴い、極めて厳しい財政状況になっています。

また、地方自治体を取り巻く社会環境は、少子・高齢化の進展、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題、情報通信技術の発達などに伴う、人々の価値観やライフスタイルの多様化により大きく変化しています。このような中、地方自治体は、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに対して、適切かつ柔軟に対応することが求められています。

このことは、本市においても例外ではなく、新たな行政課題や多様化する市民ニーズへの対応が求められる中で、財政状況は市税収入が減少する一方、社会保障費関係等の義務的経費が増加するなど、これまで以上に厳しさを増しています。

このため、事業の必要性や効果等を十分に踏まえ、市が真に担うべき事業を選択し、限られた財源をこれらに集中するとともに、市民ニーズに対応した行政サービスの更なる充実に努めるなど、簡素で効率的な行政運営の実現が求められています。

(3) 新たな行政改革の必要性

国では、地域主権改革関連3法^{※1}を制定するなど、地方分権改革を進めています。

地方分権が進展していく中、地方自治体は「自己決定と自己責任」の原則のもと、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められています。一方では、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その

※1 地域主権改革関連3法：国と地方の協議の場の法制化や、国が地方の事務を法令でしぼる「義務付け・枠付け」見直しの一括法などを盛り込んだ地域主権改革関連3法案が、平成23年4月28日に国会で成立し、平成23年5月2日に公布された。

地域主権改革関連3法の概要

①地方自治法の一部を改正する法律

- ・地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置（議員定数の法定上限の撤廃、議決事件の範囲の拡大等）
- ・直接請求制度の改正（直接請求代表者の資格制限の創設等）

②地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）

- ・義務付け・枠付けの第1次見直し（関係41法律（96条項）を一括改正）

③国と地方の協議の場に関する法律

- ・国と地方の協議の場を法制化

行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立も求められています。

このようなことから、地方分権時代に対応した行政体制を整え、持続可能な発展が図れるよう将来を見据えた堅実な行政運営を推進していく必要があります。

本市では、これまで1市3町で取り組んできた特色のあるまちづくりを踏まえ、均衡のある発展と速やかな一体性を確立するため、合併のメリットを活かした人件費や重複した事業の整理等による経費の削減、指定管理者制度^{※2}の導入等による民間の経営手法の活用及び職員の定員管理や給与の適正化などに、引き続き計画的に取り組んでいく必要があります。

また、久喜市市民参加条例^{※3}及び久喜市市民活動推進条例^{※4}、更には、平成24年4月から施行する久喜市自治基本条例^{※5}に基づき、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を果たして公共的な課題の解決に当たる「協働のまちづくり^{※6}」の推進に取り組むとともに、市民、地域、NPO^{※7}、企業などとの連携による行政運営を推進していく必要があります。

このようなことから、地方分権時代に対応した簡素で効率的な行政運営の実現を目指して、新たな「行政改革大綱」を策定し、経営の視点を持った更なる行政改革の推進に積極的に取り組みます。

※2 指定管理者制度：民間企業の経営ノウハウの活用、住民サービスの向上、経費削減などを目的として、民間企業等による公共施設の管理運営を可能とした制度。

※3 久喜市市民参加条例：協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的に、政策の立案等の各段階において市民が意見を述べ、提案できることを制度化した条例。平成22年3月23日施行。

※4 久喜市市民活動推進条例：協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的に、市民活動を推進するための基本的な理念や市の基本施策を定めた条例。平成22年3月23日施行。

※5 久喜市自治基本条例：久喜市における市政運営の基本原則を明らかにし、市民の権利等の基本的事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする市政運営のための最も基本的な条例。平成24年4月1日施行。

※6 協働のまちづくり：協働とは、市民及び市がそれぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決に当たることをいい、それぞれが対等な関係の中で互いに尊重し合い、役割と責任を分かち合いながらまちづくりに取り組むこと。

※7 NPO (Non-Profit Organization)：営利を目的としないで、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全など様々な課題に、市民が自主的、自発的なボランティア活動や社会貢献活動を行う団体。

2 行政改革の基本目標

「 選択と集中による市民の目の高さの市政の実現 」

地方自治体は、「自己決定と自己責任」の原則のもと、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められています。

本市では、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに適切に対応するため、これまで1市3町で取り組んできた特色のあるまちづくりを踏まえ、市が真に担うべき業務を「選択」し、財源や人材をこれらに「集中」していくことで、市民の視点に立ったより質の高い行政サービスが提供できる市政の実現を目指します。

3 行政改革の基本的視点

行政改革を推進するに当たり、次の3つの基本的視点を掲げ、抜本的な改革に取り組めます。

視点1：市民視点の行政サービスの向上

多様化する市民ニーズに適切に対応し、市民の視点に立った質の高い行政サービスの提供に努めます。このため、指定管理者制度を始めとする民間の優れた経営手法を活用するとともに、行政手続きの簡略化や窓口等のサービスの向上に取り組めます。

また、市民、地域、NPO、企業など多様な団体との連携・協働による開かれた市政を一層推進します。

視点2：変化に対応した行政運営の推進

地方分権の進展により、「自己決定と自己責任」の原則のもとで行政運営を行うことが求められています。社会環境の変化や多様化する市民ニーズに、柔軟に対応できる成果重視の行政運営を推進します。

特に事務事業については、これまでも事業の「選択と集中」に取り組んできましたが、今後はより一層厳しい行政運営が求められることから、行政の関与の妥当性、事業の効率性及び市民満足度など総合的な観点から精査し、市が真に担うべき事業

を選択し、限られた財源をこれらの事業に集中していく、「選択と集中」を推進します。

また、行政改革を確実に実行するには、職員が常に改革の必要性を認識し、質の高い行政サービスを提供できるように、職員の能力開発や意識改革に取り組みます。

視点3：安定した財政基盤の確立

厳しい財政状況の中で、本市が将来にわたって自立した行政運営を行うためには、歳出の抜本的な見直しと自主財源の確保に取り組み、安定した財政基盤を確立することが重要です。

このためには、歳出においては、費用対効果を十分に踏まえて事業に取り組むとともに、常に事務事業の見直しを図るなど、支出の抑制に努めます。

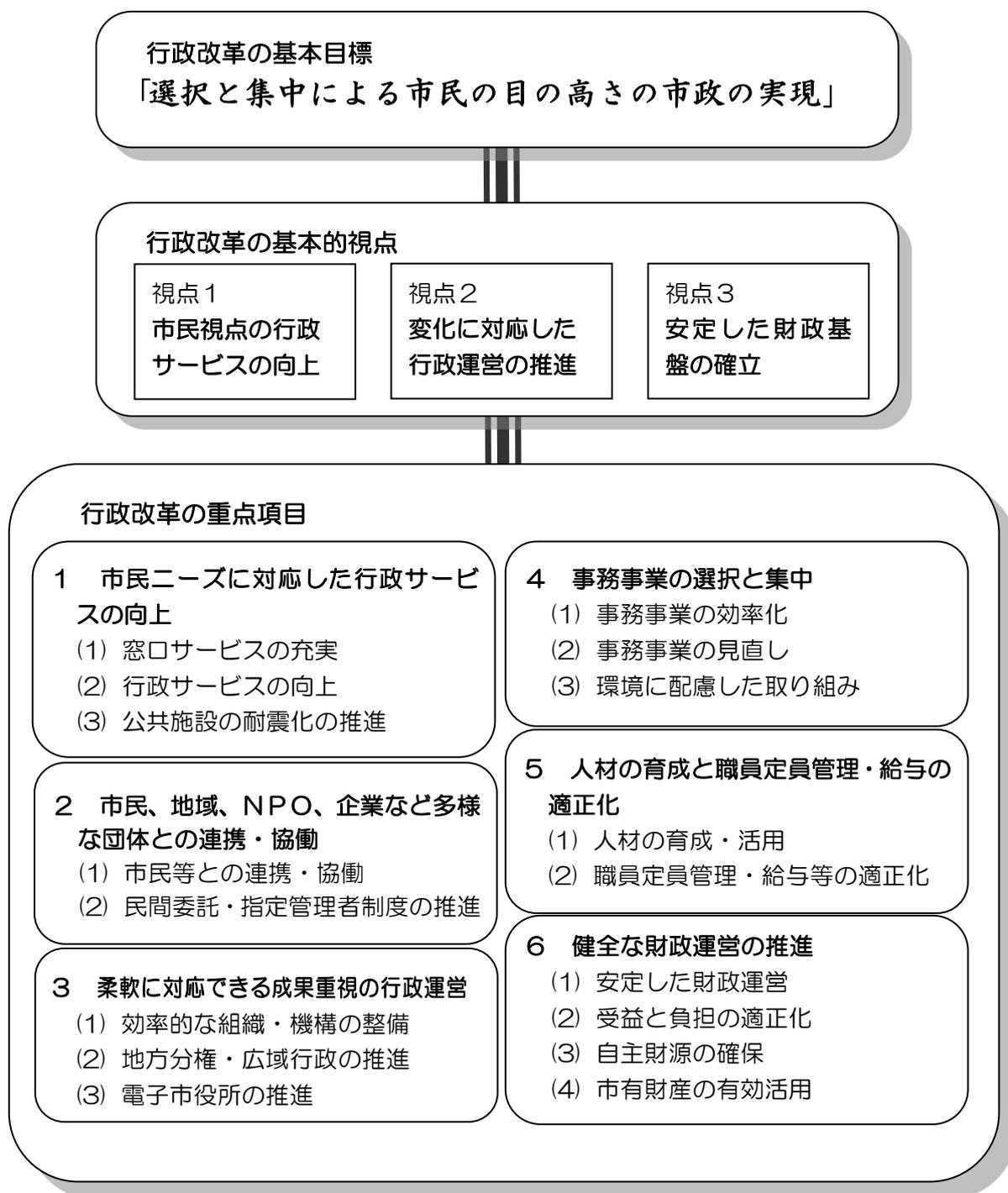
また、歳入においては、市税等の滞納額の圧縮や受益者負担の適正化など、収入の確保に努めるとともに、新たな財源確保についても検討します。

4 行政改革の重点項目

行政改革の基本目標を達成するため、行政改革の基本的視点に基づき、次の6つの重点項目に取り組みます。

- 1 市民ニーズに対応した行政サービスの向上
- 2 市民、地域、NPO、企業など多様な団体との連携・協働
- 3 柔軟に対応できる成果重視の行政運営
- 4 事務事業の選択と集中
- 5 人材の育成と職員定員管理・給与の適正化
- 6 健全な財政運営の推進

久喜市行政改革大綱体系図



5 行政改革大綱の策定

行政改革大綱は、「選択と集中による市民の目の高さの市政の実現」を基本目標に、「市民視点の行政サービスの向上」、「変化に対応した行政運営の推進」、「安定した財政基盤の確立」の3つの基本的視点を掲げ、策定しました。

(1) 行政改革実施計画の策定

行政改革を計画的に推進するため、各年度の取り組み内容を具体的に示した実施計画を策定しました。

実施計画の策定に当たっては、できる限り数値目標を設定し、定量的に比較できるものとししました。

(2) 庁内策定体制

行政改革大綱の策定は、次の体制のもとに全庁的に取り組みました。

① 久喜市行政改革推進本部

市長を本部長とする庁内における最高機関において策定しました。

② 久喜市行政改革推進本部幹事会

行政改革推進本部の会議に付議すべき事案を検討し、調整しました。

③ 各部、各担当課

行政改革の実施項目の内容を検討しました。

(3) 市民参加

「協働のまちづくり」を積極的に推進するため、市民の意見を取り入れました。

① 市民参加の具体的な手法

久喜市市民参加条例に基づき、市民から行政改革に関する提案を募集するとともに、行政改革大綱（案）・実施計画（案）に対する市民意見提出制度^{※8}を実施しました。

② 久喜市行政改革推進委員会

公募による市民及び学識経験を有する者で組織し、市長の諮問に応じ、行政改革大綱の策定に関する調査及び審議をしました。

※8 市民意見提出制度（パブリック・コメント）：市の機関が施策の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見を求め、提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する制度。

6 行政改革の推進

(1) 推進期間

行政改革大綱の推進期間は、平成24年度から平成28年度までの5か年とします。なお、推進期間終了後は、取り組み結果を総括的に評価し、引き続き行政改革に取り組みます。

(2) 庁内推進体制

行政改革を着実に実施するため、次の体制のもとに全庁的に取り組みます。

- ① 久喜市行政改革推進本部
毎年度、行政改革の推進状況を検証し、達成に向けて進行管理を行います。
- ② 久喜市行政改革推進本部幹事会
行政改革推進本部の会議に付議すべき事案を検討、調整します。
- ③ 各部、各担当課
行政改革の実施項目を推進します。

(3) 市民への公表

推進期間中における行政改革の取り組み状況を、市民にわかりやすく公表します。

- ① 市民への公表の具体的な手法
毎年度、広報くきやホームページを活用し、公表します。
- ② 久喜市行政改革推進委員会
毎年度、行政改革の進捗状況の報告を受け、意見を述べます。

7 その他

行政改革の実施項目以外の事務事業についても、行政評価システム^{※9}を活用することにより、成果や効率という観点から客観的に評価し、改善を図りながら、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上に取り組みます。

※9 行政評価システム：政策・施策・事務事業などの行政活動を事前、実施中、事後に一定の目的、基準、視点に従って評価し、その結果を改善に結びつける手法。

第2 行政改革の重点項目

行政改革の基本目標を達成するために、「第1 行政改革の基本的な考え方」で定めた6つの行政改革の重点項目に取り組みます。

なお、「第3 久喜市行政改革実施計画」で、具体的な取り組み内容を定め、行政改革を進めていきます。

1 市民ニーズに対応した行政サービスの向上

市が市民に対して提供するサービスは、従来の画一的なサービスの提供だけでなく、多様化・高度化する市民ニーズや市民満足度を的確に捉えた市民本位のより質の高いサービスが求められています。

市民の視点に立ったサービスを提供するうえで、利便性の高い窓口サービスへの改善や市民生活に密接した行政サービスの向上に取り組む必要があります。

(1) 窓口サービスの充実

窓口での手続きの簡素化、迅速化を進めるため、各種届出、申請が一箇所のできる総合窓口^{※10}の充実及び一般旅券の発給事務（申請受理、交付）など、市民にとって利便性の高い窓口サービスを提供します。

〔主な取組項目〕

- 総合窓口の充実
- 一般旅券（パスポート）の申請受理、交付等の実施

(2) 行政サービスの向上

市民サービスの向上を図るため、各種証明書の交付方法の拡充や自動交付機による証明書発行手数料の引き下げの検討、市税等のペイジー^{※11}及びクレジットカードによる収納方法を検討します。

※10 総合窓口：来庁者が必要とする各種証明書の発行や届出等の手続きを1箇所のできる窓口。

※11 ペイジー：税金や公共料金などの支払をパソコンや携帯電話、ATM（現金自動預け払い機）から支払うこと。

また、高齢者の健康維持を図るための自立支援デイサービス事業の推進、保育所の建て替えに併せて乳児（0歳児）保育の実施及び公共交通の充実を図るための市内全域における交通システムの検討など、これまで以上に、市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供します。

〔主な取組項目〕

- 証明書交付方法の拡充
- 公立保育所の乳児（0歳児）保育の拡大
- 市内公共交通の充実

（3）公共施設の耐震化の推進

利用者の安全・安心を確保するため、久喜市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修が必要な小・中学校、本庁舎及び公民館等の耐震化を推進します。

〔主な取組項目〕

- 小・中学校施設の耐震化の推進
- 本庁舎及び公民館等の公共施設の耐震化の推進

2 市民、地域、NPO、企業など多様な団体との連携・協働

より暮らしやすい地域社会を築いていくため、市は自らの決定と責任でまちづくりを進めることが強く求められています。このような状況の中、まちづくりを進めていくには、市民の市政への参画や市民、地域、NPO、企業など多様な団体と行政がそれぞれの役割を担いながら連携・協力していくことが、一層重要となっています。

また、行政サービスを効果的に提供するため、行政責任の明確化を図りながら、効率性・経済性等を十分考慮して、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、指定管理者制度の導入も含めた民間の優れた知識やノウハウの活用に取り組む必要があります。

(1) 市民等との連携・協働

災害時における防災活動を円滑に行うための自主防災組織の育成、介護予防を推進するための介護予防ボランティアの育成及びコンビニエンスストアの特性を活用した業務提携の推進など、市民、地域、NPO、企業など多様な団体との協働関係を築き、役割に応じた連携・協働に取り組みます。

〔主な取組項目〕

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 自主防災組織の育成● 介護予防ボランティアの育成● コンビニエンスストアとの業務提携の推進 |
|---|

(2) 民間委託・指定管理者制度の推進

行政経営を効果的・効率的に推進するため、市の責任と適正な監督のもと、選挙事務の一部に人材派遣の導入の検討など民間活力によるアウトソーシング^{※12}を一層推進します。

また、公の施設の中で、市の直営で管理運営するよりも、市民サービスの向上や経費の削減が期待できる施設は、指定管理者制度を積極的に導入します。

※12 アウトソーシング (外部委託) : 市が行政責任を果たすうえで必要な監督を行いながら、その事務や事業を民間企業などに委託する。

〔主な取組項目〕

- 民間委託の推進
- 選挙事務に人材派遣の導入
- 指定管理者制度の推進

3 柔軟に対応できる成果重視の行政運営

地方自治体は「自己決定と自己責任」の原則のもと、地域の実情に応じた行政課題や市民ニーズに対応した行政運営が求められています。

このためには、迅速かつ的確に対応できる組織の見直しを図り、常に最適な組織体制とする必要があります。

また、権限移譲事務を受け入れるとともに、ICT^{※13}を活用した電子市役所^{※14}の推進に、積極的に取り組む必要があります。

(1) 効率的な組織・機構の整備

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、簡素で効率的な組織・機構の整備に取り組むとともに、日曜開庁の所属所及び取扱業務等を検証し、見直します。

また、幼保一体化^{※15}のあり方の検討及び防災体制の充実などに取り組めます。

〔主な取組項目〕

- 効率的・効果的な組織機構の構築
- 幼保一体化のあり方の検討
- 防災体制の充実

(2) 地方分権・広域行政の推進

市民の利便性の向上を図るため、県で行っている事務・権限の中で、市において処理することが適切である事務の受入れ（権限移譲）を推進するとともに、市の魅力の更なるPRとブランドイメージの確立を図るためのシティセールス^{※16}

※13 ICT(Information and Communication Technology)：コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。情報通信技術のこと。

※14 電子市役所：市の業務についてICTを活用し、市民サービスの向上及び業務の効率化を図ること。

※15 幼保一体化：制度的に異なる幼稚園と保育所の共通する部分について、一体的に運営を行うこと。

※16 シティセールス：地方自治体が都市の特色や魅力などを他の自治体や企業などに売りこむことによって、知名度や好感度を上げていくこと。

やパブリシティ^{※17}の推進に取り組みます。

また、日常の生活圏や地域経済圏の拡大により、広域的な観点から公共施設の相互利用や災害時における相互応援など近隣自治体との連携を図り、広域行政を推進します。

〔主な取組項目〕

- 権限移譲事務の受入れの推進
- シティセールスの推進
- 田園都市づくり協議会^{※18}による広域行政の推進

(3) 電子市役所の推進

社会情勢の急速な変化に対応し、市民サービスの向上と行政運営の効率化や迅速化を進めるには、ICTの果たす役割が益々重要となってきています。

ICTの積極的な活用を図り、市政情報を迅速かつ積極的に発信するため、ホームページ、メール配信のほかに、議会本会議のインターネット配信に取り組むとともに、情報システムの充実を図るため情報システム再構築計画の見直し及び住民基本台帳法改正に伴う外国人住民へ対応した住民情報システムの改修に取り組みます。

また、各業務における地図情報の共同利用を図り、業務処理の効率化を推進するため、統合型GIS^{※19}の導入を検討します。

〔主な取組項目〕

- 市政情報の積極的な発信
- 議会本会議のインターネット配信の導入
- 統合型GISの導入の検討

※17 **パブリシティ**：企業・団体・官庁などが、その製品・事業などに関する情報を積極的に報道機関（マスメディア）に提供し、報道機関を通して伝達されるよう働きかける広報活動。

※18 **田園都市づくり協議会**：利根南部地域（久喜市・蓮田市・幸手市・宮代町・白岡町・杉戸町）で構成する広域行政団体で、公共施設の相互利用や防災相互応援などの事業を実施している。

※19 **統合型GIS（Geographic Information System）**：電子地図上でデジタル化された地理空間情報（地図情報サービスなどに用いられる地図や情報などの位置に関連付けられた情報。）を一体的に処理して視覚的な表現や高度分析を行う地理情報システム（GISという。）の特徴を活かして、行政の各部署が地理空間情報を共有、利用していく庁内横断的なシステム。

4 事務事業の選択と集中

市では、「最少の経費で最大の効果」を挙げるため、各事務事業の必要性・有効性・効率性を検証して、市が真に担うべき事務事業を「選択」し、限られた財源をこれらに「集中」していく必要があります。

また、豊かな自然に恵まれた環境を次世代に残していくには、市が率先して環境への配慮に取り組む必要があります。

(1) 事務事業の効率化

市が行う活動を客観的に評価し、改善を進めるため、計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）のマネジメントサイクルによる行政評価システムを推進します。

職員からの改善の提案を募集する職員提案制度の導入及び行政事務の効率化・迅速化を図るために、専決権限を下位の職に委譲します。

また、道路台帳の一元化を推進するなど事務事業の効率化に取り組みます。

〔主な取組項目〕

- 行政評価システムの推進
- 事務専決の見直し
- 道路台帳の一元化の推進

(2) 事務事業の見直し

限られた財源を真に必要とする事務事業に集中するため、新電力^{※20}制度の活用、公共工事コストの縮減、団体事務局の見直し、学校給食の運営方針の検討、水道水の水源を県水へ段階的に切り替えるなど、既存の事務事業を積極的に見直します。

また、大規模な改修が必要となった場合の市民プール事業の廃止及び農業センター事業の廃止又は民間への全面移管について検討します。

※20 新電力：特定規模電気事業者と称される電力新規参入事業者。

〔主な取組項目〕

- 新電力（特定規模電気事業者）制度の活用
- 「久喜市公共工事コスト縮減対策行動計画」の策定
- 団体事務局の見直し

(3) 環境に配慮した取り組み

市では、これまでも環境マネジメントシステム^{※21}の推進など、環境問題に対して率先して取り組んできました。更なる環境負荷の低減を図るため、公共施設の節電の推進、太陽光発電の推進、LED照明^{※22}等の導入、緑のカーテンの設置及び公用自転車の推進など、環境に配慮した取り組みをより一層推進します。

〔主な取組項目〕

- 太陽光発電の推進
- LED照明等の導入の検討
- 緑のカーテンの設置の推進

※21 環境マネジメントシステム：環境保全に向けて、企業・事業所等の組織が、環境への負荷を低減していくための「方針・計画」を立てて、それを「実行」し、その達成度を「測定・評価」し、結果をもとに「見直し・改善」することで、新たな目標に取り組んでいこうという仕組みのこと。

※22 LED（Light Emitting Diode）照明：発光ダイオードを使用した照明器具のこと。

5 人材の育成と職員定員管理・給与の適正化

時代の変化や新たな行政課題に柔軟かつ的確に対応するため、職員の政策形成能力の向上や意識改革を進めるとともに、職員の業績や能力を適正に評価する人事評価制度の推進に取り組む必要があります。

また、新たな行政需要に対応した職員の適正配置を進めるとともに、職員の給与等の適正化による人件費の抑制に取り組む必要があります。

(1) 人材の育成・活用

職員の持つ潜在的な能力や特性を引き出し、資質の向上につなげるため、各職場における人材育成の充実を図るなど、職員の能力開発や意識改革に取り組めます。

また、係長職昇任試験の実施など、人事評価制度と連携した透明性のある昇任・昇格制度の適正な運用に取り組めます。

[主な取組項目]

- 職場における人材育成の推進
- 人事評価制度の推進
- 職員の昇任・昇格制度の適正運用

(2) 職員定員管理・給与等の適正化

事務事業の見直しやアウトソーシングの推進により、新規採用者の抑制を行い、久喜市定員適正化計画に基づいた、職員の定員管理の適正化に取り組めます。

また、職員の人件費は、国や県に準じた適正な給与水準の維持に努めるとともに、ノー残業デーの徹底や事務の簡素合理化を進め、時間外勤務を削減するなど、人件費を抑制します。

[主な取組項目]

- 職員定員管理の適正化
- 適正な給与制度の堅持と公表
- 時間外勤務の削減

6 健全な財政運営の推進

厳しい財政状況の中で、本市が持続的な発展を遂げるためには、安定した財政基盤を確立し、長期的な視点に立った計画的かつ健全な財政運営を推進することが必要不可欠です。

このためには、歳出においては、施策の重点化を図るなど、事務事業の抜本的な見直しを行うとともに、補助金や負担金等の見直しに取り組む必要があります。

また、歳入においては、市税等の滞納額の圧縮に努めるとともに、公平性の観点に基づく受益者負担の適正化及び自主財源の確保に取り組む必要があります。

(1) 安定した財政運営

安定した財政基盤を確立するため、長期財政計画を定期的に見直すとともに、市の財政状況等を広報くきやホームページでわかりやすく公表します。

また、財政調整基金^{※23}を確保するとともに、財政指標（経常収支比率^{※24}・公債費負担比率^{※25}）の目標値の設定、部への予算配分（事業部制）、スクラップ・アンド・ビルド予算編成の推進など、安定した財政運営に取り組みます。

〔主な取組項目〕

- 長期財政計画の定期的な見直しと公表
- 財政調整基金の確保
- 財政指標（経常収支比率・公債費負担比率）の目標値の設定

※23 財政調整基金：市の貯金のようなもので、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金。

※24 経常収支比率：財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税や地方交付税などの経常的な一般財源収入がどのくらい使われているのかを表す比率。率が低いほど、財政構造に弾力性がある。

※25 公債費負担比率：地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断するための指標で、公債費に充当された一般財源総額に占める割合を表す比率。

(2) 受益と負担の適正化

使用料及び手数料は、受益と負担の公平確保の観点から基準を作成し、見直します。

料金体系が異なっている下水道及び農業集落排水の使用料を見直し、統一します。また、公立幼稚園の保育料を検討します。

[主な取組項目]

- 使用料・手数料の見直し
- 下水道使用料・農業集落排水使用料の見直し
- 公立幼稚園の保育料の検討

(3) 自主財源の確保

市政運営の貴重な財源の確保と公平な市民負担の観点から、滞納整理を継続して実施し、市税・国民健康保険税、保育所保育料及び学校給食費の滞納額を圧縮します。

また、市の保有する財産や発行する印刷物等に広告を掲載する有料広告等の導入及び自動販売機設置事業者の公募などによる新たな自主財源の確保に取り組みます。

[主な取組項目]

- 市税・国民健康保険税の滞納額の圧縮
- 有料広告等の導入による収入確保
- 自動販売機設置事業者の公募

(4) 市有財産の有効活用

市の保有する財産を的確に把握し、施設の空きスペースの活用を検討する市有財産の有効活用の推進及び公的不動産の適切で効率的な管理運用を図るPRE戦略^{※26}の検討に取り組みます。

また、栗橋いきいき活動センターしずか館と栗橋公民館の統廃合についても検討します。

※26 PRE (Public Real Estate) 戦略: 地方公共団体等が保有する公的不動産を経営的な視点から捉え、現状を分析・評価した上で、長期的かつ全体最適の観点から公的不動産の保有や維持管理コストを削減することで、行政サービスの効率化を図るという考え方。

〔主な取組項目〕

- 市有財産の有効活用の推進
- P R E 戦略の検討
- 栗橋いきいき活動センターしずか館と栗橋公民館の統廃合の検討